

林業就業相談会・林業体験教室

林業に就業したい方、関心のある方を対象に、林業事業者や林業関係団体の担当者が個別面談によりお応えします。

また、相談会に先立ち、林業体験教室も実施します。

日時・場所

- 2月27日(土)
午後0時30分～4時30分
(受付締切は午後4時)

高知城ホール(高知市丸ノ内2-1-10)

体験教室

- 2月25日(木)
午前10時～午後5時
森林研修センター(香美市土佐山田町大平80)
- 2月26日(金)
午前9時40分～午後4時
香美森林組合

申込期限 2月12日(金)

○お問い合わせ

高知県林業労働力確保支援センター

☎ 0887-57-0366

黒潮町役場 佐賀支所

海洋森林課 林業振興係

☎ 55-3115(直通)



**心配ごと・困りごと、
人権・行政相談所の開催**

皆さんの相談を社会福祉協議会

相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどろ、人権侵害や行政に関する相談など、1人で悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

開催日時・場所

- 2月12日(金) 午前10時～正午
蜷川生活改善センター
- 2月12日(金) 午後1時～3時

伊田浦老人憩の家

- 2月16日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時
役場 佐賀支所 1階

- 3月4日(金) 午前10時～正午

有井川多目的研修集会所

- 3月4日(金) 午後1時～3時

上川口浦集会所

○お問い合わせ

本庁 住民課 人権啓発係

☎ 43-2800(課直通)

**臨時福祉給付金の受付期間を
2月29日(月)まで延長します**

「臨時福祉給付金」とは、消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、支給される給付金です。

支給対象者

平成27年度分の住民税(均等割)が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

支給額

支給対象者1人につき6千円

申請期限

2月29日(月)
※当日消印有効

申請期限以降は受付できませんので、お早めに手続きをお願いします。

申請方法

対象となる方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

昨年度、支給対象と思われる方への申請案内を8月下旬に送付しています。申請書を同封していただきますので、申請期限までに役場担当窓口へ提出してください(郵送可)。

給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

